

ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly

発行所 / 弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2丁目 6番 8号 堂島ビルディング 7階

制作協力 / 株式会社 陸風社 <https://www.rikufusha.co.jp/>

Index

ネロとパトラッシュが
最後に見た絵
…1

【事件ファイルより】
False Claims Act の概要と
近時の執行状況
…2～3

【最近の判例から】
夫婦の一方の不貞を理由に、
第三者に対して
離婚慰謝料を問えるか
についての最高裁判決
…3～4

【事務局から】
…4

ネロとパトラッシュが最後に見た絵

10月にベルギーに出張し、ワンデーオフをもらって、アントワープを訪れました。ベルギーは、比較的電車の便がよく、ブリュッセルからだいたい40～50分でアントワープに着きます。中央駅はよくCMにも使われる、重厚な中に19世紀の装飾が施された立派な駅舎でできています。地下鉄やトラムも簡単に利用でき、その日までに何度かブリュッセルにも行ってた私は、ワンデーチケットを手に入れ、ツーリストインフォメーションでどこを見たらよいか、いろいろと教わって、街にでかけました。

もちろん一番のお目当ては、聖母大聖堂のルーベンスの絵です。アントワープに行く前日、ブリュッセルのベルギー王立美術館にも行き、ブリュッセルだけでなく、ルーベンスの絵もいくつか見たのですが、大聖堂の中に、左右に掲げられたキリスト昇架、降架を中心とす

る、それぞれ三連の絵は、その迫力、完成度の高さで、見る人を圧倒していました。ネロもこの絵を見てから天に召されたというだけで、悲しいお話が少し救われる気がしました。

完成度の高さなんて、わかったようなことを言っていますが、時にルーベンスの絵は、人物がちょっとぼつちりに描かれていることがあり、私などは200年前のルノワール(?)と心の中で思ったりするのですが、このキリストの像は、ミケランジェロの絵をほうふつとさせる均整のとれた体にその苦悩を映し出す顔の表情など私の筆ではとても表せないものでした。

ネロのお話は子供が救われず亡くなってしまふということからか、あまりアントワープの人には人気がないようで、大聖堂の表に小さな白い像があるだけです。二つの写真をどうぞご覧ください。

苗村 博子
(なむら ひろこ)



False Claims Actの概要と近時の執行状況

1. はじめに

近年、アメリカ司法省による False Claims Act (31 U.S.C. § 3729-3733, 以下「FCA」といいます) に基づく取締りが注目されており、不正に連邦政府から金銭を受給した企業に対し高額な制裁金等が課せられる事案が増加しています。FCAでは、厳しい罰則に加えて、私人による告発に関する特殊な手続が設けられています。本稿では、FCAの概要を述べた上で、近時の執行状況をご紹介します。

2. False Claims Actの概要

(1) FCAとは

FCAは、連邦政府からの金銭の不正受給、納付すべき金銭の過少申告等の取締りを目的とする法律で、「不正請求防止法」や「虚偽請求取締法」などと和訳されます。FCAの歴史は古く、1863年に南北戦争時の北軍への納品業者による不正請求を阻止するために施行されました。1986年、2009年及び2010年の改正により、制裁金の高額化、懲罰賠償の導入、私人による告訴手続の拡張等が行われ、その適用範囲を拡大してきました。

(2) FCAの規制対象

FCAは、虚偽請求の提出やその承認 (§ 3729(a)(1)(A))、虚偽記録の作成や使用 (同 (B))、それら行為の共謀 (同 (C)) 等の計7つの行為を「False Claims」と定義しています。それら定義で用いられる「knowingly」の解釈には、請求にかかる事実等が虚偽であることを実際に認識していた場合 (§ 3729(b)(1)(A)(i)) のみならず、情報の真実性をあえて無視していた場合 (deliberate ignorance) (同 (ii)) や、情報の真実性を全く意に介さず軽視していた場合 (reckless disregard) (同 (iii)) を含みます。そのため、意図的な虚偽記載に限らず、重大な過失により誤った記載がなされた場合等も FCA 違反となる可能性があります。

規制対象行為の例としては、医療関係者による公的医療保険制度 (メディケア、メディケイド等) に基づく診療報酬の不正受給、防衛関連の政府納品業者による品質等の虚偽申告等が挙げられます。もっとも、それら以外にも教育、貿易、エネルギー、災害復旧の分野等、連邦政府からの金銭支出又は連邦政府への金銭納付を伴う広範な産業が取締りの対象となり得ます。

(3) FCA違反への罰則

FCAに違反した場合、条文上、最低

5,000ドルから最高10,000ドルまでの制裁金が定められています。ただし、当該金額は、連邦民事制裁金調整法改正法 (Federal Civil Penalties Inflation Adjustment Act Improvements Act) に基づくインフレに伴う調整を受けます (§ 3729(a)(1))。2018年1月29日以降に付課される制裁金額は、最低11,181ドル、最高22,363ドル^{*1}とされ、条文上の金額を大きく上回っています。

さらに注意すべき点は、制裁金に加えて、連邦政府が被った損害の3倍額の懲罰的賠償が定められていることです。この規定により、違反行為が長期にわたった場合等には非常に高額な支払いを命じられるおそれが生じます。

2019年5月7日、司法省は、FCA違反案件の捜査にあたり、制裁の軽減に向けて考慮される事項を明確化するガイドラインを公表しました^{*2}。その中では、不正行為に関する情報の自主的な開示、関与した個人の特定、商慣習や法律により求められる範囲を超えた文書の保存、収集及び開示等の協力行為が列挙されており、制裁金や懲罰賠償の金額の算定にあたり、それら協力の有無及び程度が考慮されるものと考えられます。

(4) 私人である告発者による訴訟提起

FCAの特徴的な手続上の規定として、連邦政府による調査や訴訟提起のみならず、私人である告発者 (relator) や「whistleblower」と呼ばれます) に対しても、違反行為者を被告として自ら民事訴訟を提起する権限を与えています (§ 3730(b)(1))。当該規定に基づき私人である告発者から提起された訴訟は、「Qui tam 訴訟」(Qui tam action) と呼ばれます。私人による告発は、違反企業の従業員、退職者、取引先等の不正行為に関する内部事情を知る者によることが多いですが、ときには競業他社による告発が行われることもあります。

FCAでは、Qui tam 訴訟に関し、下記のとおり通常の訴訟とは異なる定めを設けています。

① 訴状の秘匿と連邦政府による先行調査

Qui tam 訴訟では、訴状の写しと実質的に重要な証拠を記載した書面がまず連邦政府に送達されます。連邦政府が送達を受けた日から少なくとも60日間、裁判所による送達命令があるまで、それら書面は被告に対し秘匿されます (§ 3730(b)

(2))。その期間内に、連邦政府は、訴訟に参加し自ら訴訟進行するか、訴訟に参加せず告発者に訴訟進行する権利を与えるかを決定します (同 (4))。連邦政府は、裁判所におけるヒアリングの機会を原告に与えた上で、訴訟を却下するよう求めることもできます (§ 3730(c)(2)(A))。

訴状の秘匿に関するFCAの規定は、一次的には、後続する刑事手続捜査の可能性について違反者が前もって知ることを防ぐという連邦政府の利益保護を目的とします^{*3}。もっとも、告発者にとっても、当該規定により、訴訟提起により告発の事実を直ちに被告に知られることを避けるという一定のメリットがあるものと考えられます。

② 告発者への報奨金

連邦政府が訴訟を進行し、被告から金銭を回収した場合、訴訟を提起した告発者には、原則として回収額の15%から25%までの報奨金が与えられます (§ 3730(d)(1))。また、連邦政府ではなく告発者自ら訴訟を進行し、被告が連邦政府に対し金銭の支払いを命じられた場合、告発者には、被告が支払いを命じられた額の25%から30%までの報奨金と合理的な額の弁護士費用及び訴訟進行費用が支払われます (同 (2))。

報奨金の規定は、私人による告発を促進する大きなインセンティブとなっており、このことは、後述のとおりFCA違反に基づく案件全体の大部分をQui tam 訴訟が占めている事実裏付けられています。

③ 違反企業による報復的措置への救済

FCAでは、違反企業が、正当な告発を行った従業員等に対し、告発の事実を理由として解雇等の不利益処分やハラスメント等を行った場合、従前の地位の回復、未払給与の2倍額の支払い、あらゆる特別損害の補償を含む救済措置を裁判所が命じることができると定めています (§ 3730(h))。

3. 近時の執行状況

アメリカ司法省による統計^{*4}では、2018年にFCA違反により訴訟や調査等が開始された新規案件867件のうち645件がQui tam 訴訟とされ、全体のおよそ84%を占めています。2009年の改正以降、従来は年間300~400件程度であったQui tam 訴訟が増加し、2011年以降は8年続けて年間600件以上のQui tam 訴訟が提起されています。これに伴い、全体の新規案件数も2009年以前に比べて年

間 100 ～ 200 件程度増加しています。制裁金等により連邦政府が違反企業から回収した金額も同様に、2009 年以降大きく増加しており、2010 年以降 8 年続けて年間 30 億ドルを上回っています。2017 年以降は新規案件数、回収金額ともにわずかず減少しているものの、現在のところ、大統領選挙による政権交代と執行状況には顕著な相関関係を見いだすことはできません。

産業分野としては、保健福祉省が管轄する医療・医薬品等の分野での案件数が、2010 年以降年間 400 ～ 500 件に上っており、ここ数年は全体の 3 分の 2 程度を占めています。

近時の東アジアの企業への執行として、2018 年 3 月、日本の繊維製造業者が、防弾ベストに使用された繊維の欠陥を開示しなかったとして提起された訴訟において、連邦政府に対する 6600 万ドルの支

払いに合意しました^{※5}。また、同年 11 月及び 2019 年 3 月、韓国の燃料供給事業者 5 社が関与した不正入札事件の訴訟においても、反トラスト法違反の賠償金と合わせて 1 社あたり最大で約 9000 万ドルを支払うことに合意しました^{※6・7}。これらの訴訟は、いずれも告発者により提起された Qui tam 訴訟とされています。

4. おわりに

FCA は、報奨金というインセンティブによって、私人による告発を端緒とした違反行為の摘発を企図しており、近時の執行状況からすれば、そのような試みは現在のところ功を奏していると評価できます。今後、さまざまな形で連邦政府の関与する事業に携わる企業としては、退職者や競業他社による正当な告発を止めることはできないことに鑑み、違反行為の発生を未然に防止するための社内体制の構築になお一層注力することが求められます。

※ 1 : <https://www.govinfo.gov/content/pkg/CFR-2018-title28-vol2/xml/CFR-2018-title28-vol2-sec85-5.xml> (2019 年 11 月 13 日現在、脚注にて以下同じ)

※ 2 : <https://www.justice.gov/jm/jm-4-4000-commercial-litigation#4-4.112>

※ 3 : State Farm Fire & Cas. Co. v. United States ex rel. Rigsby, 137 S. Ct. 436

※ 4 : https://www.justice.gov/civil/page/file/1080696/download?utm_medium=email&utm_source=govdelivery

※ 5 : <https://www.justice.gov/opa/pr/japanese-fiber-manufacturer-pay-66-million-alleged-false-claims-related-defective-bullet>

※ 6 : <https://www.justice.gov/opa/pr/three-south-korean-companies-agree-plead-guilty-and-enter-civil-settlements-rigging-bids>

※ 7 : <https://www.justice.gov/opa/pr/more-charges-announced-ongoing-investigation-bid-rigging-and-fraud-targeting-defense>



田中 敦
(たなか あつし)

最近の判例から

夫婦の一方の不貞を理由に、第三者に対して離婚慰謝料を問えるかについての最高裁判決

1. はじめに

今回は少し身近に感じられるかと思われる事案についての判決をご紹介します。結婚していても、配偶者以外の人に心惹かれてしまう人は、皆さまの周りにもいらっしゃるかもしれません。そんな二人が男女の関係になってしまった、これを知った配偶者が、離婚をする際に男女関係の相手方に「離婚慰謝料」を請求できるかが問題となった事件です。

配偶者の不貞の相手方に対する慰謝料請求は、今、弁護士の業界では一つのトレンドとなっていて、また年々その慰謝料額は高額になってきました。有責配偶者への離婚慰謝料がほぼ一定、何十年連れ添ったご夫婦でもほぼ 500 万円が最高額というのがこの数十年変わらないのに対し、数十万円だった不貞慰謝料は今や数百万円にまで額が増えています。

不貞の相手方への「不貞の慰謝料」と不貞の相手方への「離婚の慰謝料」は異なるもので、本件で離婚慰謝料が否定されたからといって、不貞の慰謝料を認めないわけではありません。しかし、最高裁がわざわざ、本件で離婚慰謝料を否定したことから、不貞の慰謝料請求も制限的にするといった影響が及ぶことが考えられます。実は不貞の慰謝料請求ができるかは、長年論点となってきましたが、裁判所は、一定の範囲でたやすく慰謝料請求を

認めてきたのです。

まずは、なぜ原告が、不貞の慰謝料請求をせず、離婚慰謝料を請求したのかなど、本件特有の事実関係を見ながら、不貞の慰謝料、離婚慰謝料について検討していきましょう。

2. 事案の概要について

本件の原告の妻を A さんと呼ぶことにします。原告と A さんは 2 子を設けたご夫婦ですが、結婚後 12 年ほどで夫婦関係がない状態となっていました。被告はそのころ A さんと勤務先で知り合い、それから半年後に二人は男女の関係になり、それから約 1 年後、A さんと被告との関係は原告の知るところとなりました。A さんはそのころ被告との関係は解消して、原告との同居を続けましたが、4 年後に 2 番目の子供さんが大学に入学したことを機に別居しました。原告は、A さんに対し、「夫婦関係調整の調停」を申し立てましたが、別居から 10 ヶ月後に離婚が成立しました。判決からは明らかではないのですが、夫婦関係調整の調停は、夫婦としてやっていきたいと思う人が申し立てるものですので、原告は、婚姻の継続を望んでいたと思われます。その後、原告は、被告に対して、離婚に至ったのは被告と A さんの不貞行為が原因だとして、被告に対し、500 万円近い慰謝料を請求しました。

3. 第一審、控訴審での論点

第一審は、約 200 万円の範囲で離婚慰謝料を認め、控訴審もこれを支持しました。

第一審では、被告から、A さんと不貞行為に至った時点で原告と A さんの婚姻関係が破綻していた、またそうでないとしても、不貞の事実を知ってから 4 年を経過しており、消滅時効が成立しているとの反論がなされました。裁判所は、不貞が始まった時点で原告と A さんは同居し、家計を同一にしていたこと、結婚から数年間は A さんから離婚を申し出ることにはあったが、不貞が始まった当時はそのような申し立てはなかったとして、まず婚姻関係が破綻していたとの反論を退けました。また消滅時効については、原告が請求していた、探偵を使った調査費用については、その支出から 3 年以上経過しているとして消滅時効の抗弁を認めましたが、離婚慰謝料そのものについては、離婚が成立するまで、時効は進行しないとして、時効消滅をみとめず、離婚原因を被告と A さんの不貞行為にあるとして、原告の精神的苦痛に対して約 180 万円と弁護士費用 18 万円を認めました。第一審、控訴審ともに、時効の起算点はともかくとして、「不貞の慰謝料」と「離婚慰謝料」を一連のものとして、第三者である被告に離婚慰謝料の支払いを命じたものといえます。

4. 最高裁の判断

本件で、最高裁は「夫婦が離婚するに

至るまでの経緯は当該夫婦の諸事情に応じて様ではないが、協議上の離婚と裁判上の離婚のいずれであっても、離婚による婚姻の解消は、本来当該夫婦の間で決められるべき事柄である」として第一審、控訴審とは異なり、離婚と不貞行為の間に直接の関係を認めず、「夫婦の一方と不貞行為に及んだ第三者は、これにより当該夫婦の婚姻関係が破綻して離婚するに至ったとしても、当該夫婦の他方に対し、不貞行為を理由とする不法行為責任を負うべき場合があることはともかくとして、直ちに、当該夫婦を離婚させたことを理由とする不法行為責任を負うことはない」とし、第三者がそのことを理由とする不法行為責任を負うのは、「当該第三者が単に夫婦の一方との間で不貞行為に及ぶにとどまらず、当該夫婦を離婚させることを意図して、その婚姻関係に対する不当な干渉をするなどして当該夫婦を離婚のやむなきに至らしめたものと評価すべき特段の事情があるときに限られる」として、本件では、不貞行為の発覚のころにその関係が解消され、離婚成立までに特段の事情があったとは認められないとして原告の請求を認めませんでした。

5. 最高裁判例からくみ取れること

最高裁は、離婚というのは当事者間で決められるもので、不貞の相手方は、基本的には第三者であるとして離婚慰謝料を認めないとししました。判例評釈では、これまで第三者に離婚慰謝料が認められたのは、夫両親の嫁いびりの特殊な案件の

みとされており^{※1}、本件は、不貞の相手方もこのような案件と、第三者であるという点では変わらないと判断したのだろうと思えます。そして本件には、不貞発覚、不貞関係終了から3年以上婚姻が継続されたうえでの離婚であり、不貞と離婚との関係が薄れていたという事情、不貞の慰謝料は、探偵費用に見られるようにすでに時効消滅しており、原告としては離婚慰謝料という形をとらざるを得なかったことに特徴があります。これだけでと、離婚において第三者が責任を問われることはまずないというだけでさして目新しさは感じられません。

しかし、第一審、原審が、不貞の慰謝料と、離婚の慰謝料をほぼ同一視していることから考えると、最高裁は、この不貞の慰謝料請求にも安易な適用を避けるべきとのメッセージを込めたようにも思えます。

冒頭でも述べましたが、実は不貞の慰謝料を認めるべきかについては、裁判所は最高裁も含め、これまでは、「他方の配偶者の夫又は妻としての権利」が侵害されているのだとして、基本的には不貞の相手方への「不貞の慰謝料」の請求を認めてきているのです。

例外は、すでに婚姻関係が破綻していた状態で不貞関係に至った場合^{※2}や、権利乱用と考えられる場合で、このような場合には、これを否定する最高裁判例も奇しくも同じ日に出されています^{※3}。また、婚姻生活の平穩に支障をきたさないとの理由で、クラブのママとの性交渉につい

ては、長期にわたるものであって、相手方配偶者が精神的な損害を被っていたとしても不法行為にならないとする判例^{※4}なども考えますと、不貞慰謝料が認められるのは、不貞関係に至った当時、婚姻関係が継続していて、不貞をきっかけに婚姻関係が破綻し、かつ相手方配偶者が不貞関係を知った時から3年以内といった場合に限られることになるのかもしれませんが。学説には、配偶者以外の人と性関係をもつかどうか、自らの判断で行った配偶者自身が貞操義務違反の責任を負うのが筋だとして、相手方の不法行為責任を否定する考え方もあります^{※5}。

婚姻に伴う貞操義務自体は、今後も認められ、有責配偶者が相手方配偶者に対して、慰謝料を支払うべきという考えは今後も大きく変わることはないでしょうが、不貞の相手方への慰謝料は、制限されていくことになるように思われます。

※1：判例タイムズ 146号 30頁
 ※2：最判平成8年3月26日（民集23巻10号1896頁）
 ※3：最判平成8年3月26日（家月48巻12号39頁）
 ※4：東京地裁平成26年4月14日判決
 ※5：二宮周平「妻の不貞行為の相手方の不法行為責任」判例タイムズ 1060号 112頁



苗村 博子
(なむら ひろこ)

Topic of the secretariat

事務局から

今年日本の快進撃もあって、ラグビーのワールドカップが大変盛り上がりしました。私事ですが、学生時代にラグビーをしていた者としては大変うれしい限りです。ラグビーの起源はサッカーだという話は有名ですが、今ではかなりルールが異なっており、人によっては「面倒くさい」と感じになるかもしれませんが、それがラグビーの魅力となっています。

まず、「ボールを前に投げられない」というルールがあります。そのため選手は自分たちの足を動かして前進します。ボールを前方へキックすることはできますが、味方でそのボールに触ることができる人はキッカーより後方にいる人でなければなりません。ですからサッカーのように相手の陣地でパスを待つことはできず、キッカーの後方から全速力でボールを取りに行くこととなります。明治大学ラグビー部の元監督 北島忠治さんが、選手たちに常々「前へ」と語っていたことは往年のラグビーファンの間では有名な話ですが、相手からの抵抗の中、一歩ずつでも相手の陣地

を目指していくこの精神は、この「面倒くさい」スポーツでの一番の真理だと思います。ラグビーから離れてかなりの年月がたちましたが、物事がうまくいかない時には、たまにこの言葉を思い出して「楽な方法なんてない、一歩ずつでも前へ」と自分を奮い立たせています。

もう一つ興味深いルールとしては「失敗が即失点にならない」というものがあります。サッカーでは、自陣のゴールに誤って蹴りこんでしまったならオウンゴールとなって相手のチームに加点されてしまいますが、ラグビーでは自陣の最深部（インゴール）でいわゆるトライの格好にしても相手への得点にはなりません（もちろんかなり不利な状況での試合再開にはなりますが）。言い換えれば、ラグビーではラッキーな得点はなく、トライであれ、ペナルティーゴールであれ、必ず自分たちで行動をしなければ点を得られないのです。そのため選手たちは失敗を過度に恐れずに前へ進めます。日常でも失敗することはありますが、失点したわけではないと考えると気持ちが悪くありません。だからこそ前向きに考えてチャレンジできます。

ラグビーのシーズンはこれからが本番です。ちょっとルールを覚えれば戦略的なとても面白いスポーツです。どうぞお楽しみください！

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号
堂島ビルディング7階

※ 地下鉄御堂筋線又は
京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、
御堂筋を北へ徒歩5分

TEL : 06-4709-1170

FAX : 06-4709-0131

受付時間 / 9:00 ~ 18:00

<http://www.namura-law.jp>



学生時代、ラグビー?!
試合解説してほしかった〜。(苗)